

不燃材料、耐火構造及び準耐火構造

1 不燃材料

(1) 根拠条文

ア 危規則第 10 条

危政令第 9 条第 1 項第 1 号本文ただし書の総務省令で定める不燃材料は、建築基準法第 2 条第 9 号に掲げる不燃材料のうち、ガラス以外のものとする。

イ 建築基準法第 2 条第 9 号

建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して政令（建築基準法施行令第 108 条の 2）で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

ウ 建築基準法施行令第 108 条の 2

法第 2 条第 9 号の政令で定める性能及びその技術的基準は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間次の各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、第 1 号及び第 2 号）に掲げる要件を満たしていることとする。（建築基準法施行令第 108 条 2 の各号は次のとおり。）

- (一) 燃焼しないものであること。
- (二) 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること。
- (三) 避難上有害な煙又はガスを発生しないものであること。

エ 建設省告示第 1400 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 108 条の 2 各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第 1 号及び第 2 号）に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。（建設省告示第 1400 号の各号は次のとおり。）

- (一) コンクリート
- (二) れんが
- (三) 瓦
- (四) 陶磁器室タイル
- (五) 石綿スレート
- (六) 繊維強化セメント板
- (七) 厚さが 3mm 以上のガラス繊維混入セメント板

- (八) 厚さが 5mm 以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- (九) 鉄鋼
- (十) アルミニウム
- (十一) 金属板
- (十二) モルタル
- (十三) しっくい
- (十四) 石
- (十五) 厚さが 12mm 以上のせっこうボード（ボード用厚紙の厚さが 0.6mm 以下のものに限る。）
- (十六) ロックウール
- (十七) グラスウール板

(2) 関係通達

- ア 鉄板は不燃材料に含まれる。(昭和 35 年 5 月 14 日国消乙予発第 31 号)
- イ モルタル又はしっくいを木ずりに使用する場合は、不燃材料に該当しない。(昭和 37 年 4 月 6 日自消丙予発第 44 号)
- ウ 不燃材料でないパイプに鉄板を被覆したのみでは、不燃材料とならない。(昭和 37 年 4 月 6 日自消丙予発第 44 号)
- エ 亜鉛鉄板（トタン）は鉄鋼に含まれる。(昭和 37 年 4 月 6 日自消丙予発第 44 号)
- オ 危険物製造所等の壁体に使用する材料で木毛セメント板 25mm の両面にフレキシブルシートを 3mm 張った合計 31mm のサンドイッチパネルは、不燃材料と同等以上と認められる。(昭和 43 年 4 月 10 日消防予第 106 号)
- カ 危険物製造所等の壁体に使用する材料で厚さ 4mm の石綿セメント板と 18mm の木毛セメント板を張り合わせたものは、不燃材料と同等以上と認められる。(昭和 47 年 10 月 31 日消防予第 173 号)

2 耐火構造

(1) 危政令第 9 条第 1 項第 5 号（抜粋）

耐火構造（建築基準法第 2 条第 7 号の耐火構造をいう。）

(2) 建築基準法第 2 条第 7 号

壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令（建築基準法施行令第 107 条）で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリ

ート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

(3) 建築基準法施行令第 107 条

法第 2 条第 7 号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

(建築基準法施行令第 107 条の各号は次のとおり。)

- 一 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱がそれぞれ次の表に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

建築物の階 建築物の部分		最上階及び最上階から数えた階数が 2 以上で 4 以内の階	最上階から数えた階数が 5 以上で 14 以内の階	最上階から数えた階数が 15 以上の階
壁	間仕切り壁（耐久壁に限る。）	1 時間	2 時間	2 時間
	外壁（耐久壁に限る。）	1 時間	2 時間	2 時間
柱		1 時間	2 時間	3 時間
床		1 時間	2 時間	3 時間
はり		1 時間	2 時間	3 時間
屋根		30 分		
階段		30 分		
1 この表において、第 2 条第 1 項第 8 号（昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以下のものは、当該建築物の階数に算入しない。）の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。 2 前号の屋上部分については、この表中最上階の部分の耐火時間と同一の耐火時間によるものとする。 3 この表における階数の算定については、第 2 条第 1 項第 8 号（地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以下のものは、当該建築物の階数に算入しない。）の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、すべて算入するものとする。				

- 二 壁及び床にあっては、これらに通常の火災による火熱が 1 時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては、30 分間）加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面する部分に限る。）の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として

国土交通大臣が定める温度（以下「可燃物燃焼温度」という。）以上に上昇しないものであること。

三 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が 1 時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30 分間）加えられた場合に、屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。

3 準耐火構造

（1）危規則第 16 条の 2 の 8 第 3 項第 9 号（抜粋）

準耐火構造（建築基準法第 2 条第 7 号の 2 の準耐火構造をいう。）

（2）建基法第 2 条第 7 号の 2

壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令（建基令第 107 条の 2）で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

（3）建基令第 107 条の 2

建基法第 2 条第 7 号の 2 の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ次の表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切り壁（耐力壁に限る）	45 分
	外壁（耐力壁に限る）	
柱		45 分
床		45 分
はり		45 分
屋根（軒裏を除く）		45 分
階段		45 分

二 壁、床及び軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。第 115 条の 2 の 2 第 1 項及び第 129 条の 2 の 3 第 1 項において同じ。）にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後 45

分間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあっては、30 分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

三 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 45 分間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30 分間）屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。

（4）準耐火構造の構造方法

建基準第 2 条第 7 号の 2 の規定に基づく準耐火構造の構造方法は、建設省告示第 1358 号によること。